

よさの住環境改善省エネ家電買換応援事業 Q&A

令和6年6月19日時点

1 補助制度の概要について

(1-1) どんな補助制度ですか。

- エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネルギー性能に優れた家庭用電気機械器具等（省エネ家電等）への導入を進めることで、家庭における電気代等エネルギー費用負担の軽減を図り、家庭における温室効果ガス排出量削減等地球温暖化対策の推進により、本町が目指す「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」実現の一助を目的に、予算の範囲内において補助金を交付します。

(1-2) 予算額について

- 予算額は「**70,470,000**円」です。
※申請受付期間内でも申込が予算枠（**70,470,000**円）に達した時点、または、予算枠を越える見込みの日時点で受付を終了します。ただし、予算枠を超えた当該日の申請は受け付けます。
予算執行見込みを鑑み事前に受付終了日を告知する予定です。
※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー・生活者支援・④省エネ家電等への買換え促進による生活者支援）を活用しています。

2 補助対象者について

(2-1) 補助金の交付対象者は誰ですか。

- 町内に住所を有する世帯で一世帯一回限りとし、町長が認めるものとします。

(2-2) 補助金の交付対象者になる要件について

- 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対象家電等の購入日及び補助金の交付の申請の日において本町の住民基本台帳に記録されている世帯であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 対象家電等を自己の居宅（店舗等との併用住宅にあっては、居住の用に供する部分に限る。以下同じ。）に設置すること。
 - (2) 対象家電等の購入時において補助対象者がその居宅に設置していた既存の家電（以下「旧家電」という。）を撤去し、かつ、これに代わるものとして当該対象家電を設置すること（以下「買換え」という。）を目的とすること。
 - (3) 令和6年4月1日から同年9月30日（町長が特に必要と認める場合は、町長が別に定める日）までの間に対象家電等を設置すること並びに家電の買換えに伴い撤去する旧家電を適正な方法により廃棄すること。

- (4) 対象家電等の転売を目的としていないこと。
- (5) 補助対象者及びその同一世帯に属する者の全員が、与謝野町税条例（平成 18 年与謝野町条例第 57 号）第 2 条第 2 号に規定する徴収金について滞納がないこと。
- (6) 与謝野町暴力団排除条例（平成 22 年与謝野町条例第 16 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又はこれと現に同居し、若しくは同居しようとする者でないこと。
- (7) 補助対象者及びその同一世帯に属する者の全員が、この補助金の交付を受けていない者及び受けた者の属する世帯に属していたことがない者であること。
- (8) 対象家電等の購入において、国等の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと。
ただし、京都府が行う「家庭向け省エネ・脱炭素行動促進事業」はこの限りではありません。

(2-3) 与謝野町に引っ越してきました。住民登録前の購入は対象になりますか。

- 住民登録前の購入（R6.4.1～）でも、補助金交付申請日において補助対象者の条件（2-2）を満たしていれば対象になります。なお、対象家電等の条件（4-1）も満たしていること。

(2-4) 世帯主でなくても申請できますか。

- 申請者名は世帯主の方とします。

(2-5) 同居していない子が、世帯主の代わりに申請しても良いですか。

- 同一世帯でない場合でも手続きをお子さんが代わりに行うことは可能です。ただし本人（対象世帯の方）の名義での申請になります。

3 対象省エネ家電等について

(3-1) 補助金の対象となる省エネ家電等は、具体的に何か。

- ① 省エネ基準達成率 100%以上の省エネ家電のうち、次のものとする。
 - (1) 冷蔵庫・冷凍庫
 - (2) LED 照明器具
 - (3) テレビ
 - (4) エアコン（旧基準（目標年度 2010 年）の省エネ基準達成の製品も対象）
- ② LED 電球

(3-2) 冷蔵庫・冷凍庫、LED 照明器具、テレビ、エアコン、LED 電球を対象家電等とした理由は何か。

- 総合資源エネルギー調査会資料を基に、家庭部門機器別世帯当たり電気使用量の多い家電製品から決定しました。なお、国から別に補助金制度がある家電製品（電気給湯器等）は国と二重補助となる

ので対象外としました。

※世帯当たり電気使用量 100%とした場合、冷蔵庫 (14.2%)、照明器具 (13.4%)、テレビ (8.9%)、エアコン (7.4%) 計 43.9%を占めている。

(3-3) 対象家電等の省エネ基準達成率とは何ですか。

- 省エネ基準達成率とは、省エネ法 (エネルギーの使用の合理化等に関する法律) に基づいて定められた製品 (特定機器) ごとに設定されている省エネ性能の目標基準値を、どのくらい達成しているか% (パーセント) で表したものです。
- 購入する製品の省エネ基準達成率については、店舗や製品カタログ、省エネ型製品情報サイト <https://seihinjyoho.go.jp/> でご確認ください。
- サイトに登録のない製品については、メーカーにて省エネ基準達成率の数値をご確認ください。

【省エネ性マーク】
緑色が対象
(オレンジ色は対象外)

【省エネ基準達成率】
100%以上を満たす
製品が対象

統一省エネラベル

(3-4) 旧基準で評価されたエアコンは補助対象になりますか。

- エアコンのみ 旧基準 (目標年度 2010 年) で省エネ基準達成率 100%以上となる製品は補助対象になります。また、エアコンの評価については、現在、旧基準と新基準 (目標年度 2027、目標年度 2029) が混在していますが、いずれも省エネ基準達成率 100%以上となる製品は補助対象とします。

(3-5) なぜ、エアコンだけ旧基準 (2010 年) も補助対象にしたのですか

- 新基準 (2027 年) の省エネ基準達成率 100%以上となる製品のエアコンでは、家庭用としては能力・性能が高く、価格も高額なことから、旧基準 (2010 年) の省エネ基準達成率 100%以上からとしました。なお、エアコンの旧基準 (2010) が省エネ基準達成率 100%以上の製品かどうかは 省エネ型製品情報サイト から確認できます。 <https://seihinjyoho.go.jp/>



(3-6) リユース品も対象になりますか。

- 対象外です。新品（未使用品）を条件とした買換えとしています。

(3-7) 申請者と使用者が異なっても対象になりますか。

- 申請者（同一世帯者）が町内の自ら居住する住宅で使用することを前提とした制度です。申請者と使用者（同一世帯）が異なる場合は対象外です。

(3-8) リース品は対象になりますか。

- リース品その他補助対象者に所有権がないものは対象外となります。

(3-9) 埋込型エアコンを撤去する場合、家電リサイクル券が発行されないが対象になりますか。

- 埋込型エアコンはリサイクル券が発行されません。電気工事店等から撤去（処分）されたことがわかる資料（設置前後の写真又は処分費の項目が記載された領収書等）を提出すれば対象となります。

(3-10) 旧基準で評価されたテレビは補助対象になりますか。

- 旧基準（2012年）で評価された省エネ基準達成率 100%以上は対象になりません。新基準（2026年）で評価された省エネ基準達成率 100%以上が補助対象になります。

(3-11) 省エネ基準達成率の記載がない LED 照明器具で、固有エネルギー消費効率が 100 ルーメン/ワット以上のものは対象になりますか。

- 固有エネルギー消費効率が 100 ルーメン/ワット以上の LED 照明器具は、対象になります。

4 補助対象製品について

(4-1) 補助対象製品について教えてください。

- (1) 町内の対象家電等を取り扱う事業者から、新品の①対象家電・②LED 電球を購入し、既存のものを取り換えたものであること。
- (2) ①対象家電・②LED 電球が中古品、リース及びレンタルによるものではないこと。
- (3) ①対象家電は令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの間に設置し、並びに買換え前の家電についてリサイクル又は適正な廃棄が完了したものであること。
- (4) ①の対象家電が、国等による他の補助金等の交付を受けてないこと。

5 補助金額について

(5-1) 補助対象経費について

- ① 補助対象経費は対象家電本体購入費（税抜）とします。
- (1) 町内に本店のある店舗からの購入
 - ・経費の 1/3（100 円未満切り捨て）5 万円を上限として補助します。
 - (2) 町内に本社本店を有しない町内家電販売店等からの購入
 - ・経費の 1/6（100 未満切り捨て）2 万 5 千円を上限として補助します。
- ② 商品購入代金額の 1/2（百円未満切り捨て）1 万円を上限として補助します。
- (1) 町内に店舗を有する事業者からの購入であれば、町内外の区分はありません。

※ 補助金額の上限は合計 5 万円とします。※補助申請は 1 世帯 1 回とします。

(5-2) 補助金の算出方法について

- 購入金額（税抜）の合計額に応じて補助金額が変わります。また、対象家電等の購入を町内に本社のある店舗からと本社本店を有しない店舗の購入の場合、補助割合が異なりますので、参考例示を参照してください。

- 冷蔵庫・冷凍庫、LED 照明器具、テレビ、エアコンの本体価格（税抜き）

- (1) 町内に本社のある店舗からの購入
 - ・経費の 1/3（100 円未満切り捨て）5 万円を上限として補助します。
- (2) 町内に本社本店を有しない町内家電販売店等からの購入
 - ・経費の 1/6（100 円未満切り捨て）2 万 5 千円を上限として補助します。

- LED 電球の本体価格（税抜き）

- (1) 町内に店舗を有する事業者からの購入であれば、本社本店町内外の区分無し。
 - ・商品購入金額の 1/2（100 未満切り捨て）1 万円を上限として補助します。

<例示>

A 商店：町内に本社のある町内店舗

B 商店：町内に本社本店を有しない町内店舗

【A 商店から購入した補助金額の例】

例① 156,000 円（税抜）の冷蔵庫を A 商店 から 1 点購入

$$156,000 \times 1/3 = 52,000 \text{ 円} > 50,000 \text{ 円} \quad \underline{50,000 \text{ 円}}$$

例② 135,000 円（税抜）のエアコン 1 点を A 商店 から 1 点購入

$$135,000 \times 1/3 = 45,000 \text{ 円} < 50,000 \text{ 円} \quad \underline{45,000 \text{ 円}}$$

【A 商店と B 商店から購入した補助金額の例】

例③ 130,000 円（税抜）のエアコン 1 点を A 商店 で購入 + 90,000 円（税抜）のテレビ 1 点を B 商店で合計 2 点の購入

$$130,000 \times 1/3 = 43,300 \text{ 円} \quad 90,000 \times 1/6 = 15,000 \text{ 円}$$

$$43,300 \text{ 円} + 15,000 \text{ 円} = 58,300 \text{ 円} > 50,000 \text{ 円} \quad \underline{50,000 \text{ 円}}$$

【B 商店から購入し 15 万円以上を購入し補助金額 2 万 5 千円の補助金額の例】

例④ 153,000 円（税抜）の冷蔵庫 1 点を B 商店 から購入

$$153,000 \text{ 円} \times 1/6 = 25,500 \text{ 円} > 25,000 \text{ 円} \quad \underline{25,000 \text{ 円}}$$

6 補助対象経費について

(6-1) 対象経費は何ですか。

- 対象家電等の買換えに係る本体購入費のみ（税抜）が対象。本体購入費と工事費がセットの場合は本体購入額がわかる明細書の添付が必要です。
- リサイクル料や処分費などは対象外です。
- 買換えをしない「新規購入」は対象外です。

(6-2) 対象となる省エネ家電等をまとめ買いしたら、それら全てに補助金は出ますか。

- 対象となる省エネ家電等を購入した合計額で補助金の額が決まります。

(6-3) 購入時に使用したクーポン分は購入費用に含まれますか。

- 本体購入費用の実支出額で判断するため、販売店で商品代金から割引があった場合（クーポン割引）を使用した場合は、割引後の支払額（領収書記載額）を購入費用として計算します。

(6-4) 購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。

- 購入費用からの減額はしません。本体購入費用の実支出額で判断します。支払金額に応じて付与されるポイントや、クレジットカード会社等が実施する請求額の減額等については考慮しません。

(6-5) 住宅省エネ 2024 国の助成を受けてリフォーム改修をしました。町の対象家電等も助成を受けてリフォームしましたが、町の補助金も対象になりますか。

- 国の助成を受けたものは対象外です。

(6-6) 京都府の家庭向け省エネ・脱炭素行動促進事業でエアコンの買換えでポイント還元を受けました。町の対象家電等買換事業の対象になりますか。

○京都府が行う「京都省エネ家電購入キャンペーン」を受けても、対象になります。

7 対象店舗について

(7-1) 対象家電等を買換えで購入する店舗に条件はありますか。どの店舗で買っても対象ですか。

- 対象となる店舗は、与謝野町内に所在する店舗です。領収書に記載される店舗の所在が与謝野町内であり、領収書や保証書等の必要書類を発行できることが条件です。
- 条件を満たす場合でも、インターネットや通販での購入は対象外となります。

(7-2) 新たに開業した店舗からの購入は対象になりますか。

○ 新たな店舗による税務署に届け出た「開業届」等により確認させていただき、対象店舗（7-1）であれば対象となります。

※新たな店舗以外でも書類を以て確認させていただく場合があります。

8 購入対象期間・申請受付期間について

(8-1) 購入対象期間と申請受付期間について、概要を教えてください。

- 購入対象期間 令和6年4月1日～令和6年8月31日
- 申請受付期間 令和6年5月15日～令和6年9月30日（予定）
※申請受付期間内でも申込みが予算枠に達した時点で受付を終了する。ただし、予算枠を超えた当該日の申請は受け付ける。予算枠に到達しない場合は2次募集を行います。

(8-2) いつからの購入が対象ですか。既にご購入済みの家電等は対象になりますか。

- 令和6年4月1日（月曜日）からの購入が対象です。令和6年3月31日以前の購入は対象外となります。

(8-3) 申請受付の開始はいつからですか。

- 令和6年5月15日（水曜日）から受付を開始します。

(8-4) この補助金申請は申請受付期間内まで行えば大丈夫ですか

- 令和6年8月31日までの購入期間とし、令和6年9月30日までの申請受付期間としていますが、申請受付期間内でも申込みが予算枠に達した時点で受付を終了します。ただし、予算枠を超えた当該日の申請は受け、予算枠に申請受付期間までに予算枠が到達しない場合は2次募集を行います。

(8-5) 申請受付状況や予算枠の残りなどの状況は広報されますか

- 可能な範囲、町ホームページでお知らせします。

9 申請等の手続きについて

(9-1) 申請窓口等はどこにすればよいですか。

- 交付申請提出先・問合せ先となる窓口は、次のとおりです。
 - ・〒629-2498 与謝野町字加悦 433
与謝野町役場 農林環境課 地球温暖化対策室（加悦庁舎2階）
Tel 0772-43-9023 Mail ondanka@town.yosano.lg.jp
 - ・〒629-2292 与謝野町字岩滝 1798-1
与謝野町役場 産業観光課 商工振興係（本庁舎1階）
Tel 0772-43-9012 Mail sangyokanko@town.yosano.lg.jp

(9-2) 申請方法を教えて下さい。

- 受付窓口（農林環境課か産業観光課）持参のほか、オンライン申請でも申請（受付）できます。
※オンライン申請については、後日、町ホームページに掲載します。

(9-3) 申込用紙等はどこで手に入りますか

- 農林環境課（加悦庁舎）、産業観光課（本庁舎）及び住民税務課窓口（野田川庁舎）で配付しております。
- 与謝野町ホームページから様式をダウンロードすることもできます。

(9-4) 申請用紙等は自宅に送ってもらうことは可能ですか。

- 町HPからプリントアウトをしてください。送付は行いません。

10 補助金申請で必要となる書類について

(10-1) 必要書類は何ですか。どのような書類を求められますか。

○ 次の書類が申請に必要なになります。

①補助金交付申請書

②領収書の写し

※申請者が与謝野町内の店舗で対象家電を購入したことが証明できるもので、購入した製品名や支払金額の内訳が記載されたもの

③製造事業者が発行する保証書の写し

※申請者の氏名、住所、購入店舗、購入日等が記載されたもの。店舗印の有無は問わない。

④家電リサイクル券（排出者控）の写し【冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、エアコンの場合】



買換えによる購入であることが確認できる設置前後の写真【LED 照明器具の場合】

⑤その他町長が必要と認める書類

○ ②～④は、全て申請者名と同一の名前が記載されたものをご提出ください。

○ ②～④が申請者と同一の名前が記載されていない場合、住民基本台帳情報を確認し、同一世帯であることが証明できれば、受理します。

○ ②については、レシートタイプの領収書の場合、申請者氏名の記載の有無を問いません。

(10-2) 必要書類の領収書やレシートはコピーでもよいですか。

○ コピーをご提出ください。なお、原本をご提出いただいても返却はいたしません。

また、役場での原本のコピーは致しませんので、各自コピーを、ご提出ください。

(10-3) 「領収書」について、詳しく教えてください。

○ 申込者が与謝野町内に所在する店舗で対象家電を購入したことが証明できるもので、購入した製品名や支払金額の内訳が記載されたものが必要になります。

○ 「購入日」、「購入した製品名」、「購入店舗」、「支払金額（内訳）」がわかれば、様式は問いません。

- 「領収書」に記載の支払金額（購入費や設置工事費等）が一括で記入されている場合、別途内訳書が必要ですのでご提出ください。

(10-4) 領収書を捨ててしまいました。購入店舗で、またもらえるでしょうか。

- 購入店舗にお問合せください。

(10-5) 保証書とは何ですか。

- 製品に添付されている製造事業者が発行する保証書です。申請者の氏名、住所、購入店舗、購入日等が記載されたものです。
- 申請者の氏名、住所、購入日を記載してからコピーしてください。店舗印の有無は問いません。
- 家電量販店が独自で実施する保証とは別のものですので、ご注意ください。

(10-6) 保証書はコピーでもよいですか。

- コピーをご提出ください。なお、原本をご提出いただいても返却はいたしません。また、役場での原本のコピーは致しませんで、各自コピーを、ご提出ください。

(10-7) 補助金振込先の口座（申請書記載）は本人名義以外の口座でも可能ですか。

- 補助金の振込先口座は申請者本人名義のものに限ります。

(10-8) 補助金の振込先として使える金融機関を教えてください。

- 原則、国内の金融機関であれば対応可能です。

(10-9) 申請から補助金が振り込まれるまで、どれくらいの時間がかかりますか。

- 申請書類に不備がなければ、書類が到着してから2週間程度で交付決定通知を送付します。
- 交付決定通知を発送してから1カ月程度で指定口座に振り込みます。
※ただし、不測の事態の場合はこの限りではありません。

11 その他

(11-1) 買換えした家電等の処分方法を教えてください。

- 冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン
・家電リサイクル法の対象製品となります。新しい製品を購入するお店に引き取りを依頼してください

い。引き取りと同時に受け取る「家電リサイクル券（排出者控）」は大事に保管して下さい。

交付申請時にその写しを添付していただく必要があります。

※最寄りの郵便局でリサイクル費用を支払い後、家電リサイクル券を受け取り処分することもできますが、購入するお店で引き取ってもらうのが簡単なのでおすすめです。

○LED 照明器具、LED 電球

- ・与謝野町のごみ出しルールにしたがって出してください。燃やさないごみ袋等に入らない場合は、直接、宮津与謝クリーンセンターに直接搬入して下さい（料金 10kg まで 100 円）

(11-2) 2世帯が1軒の住宅に住んでいます。世帯が分かれているのでそれぞれ補助金交付申請をすることは可能ですか。

- 省エネ家電等が購入商品の重複申請ではなく、世帯が別々であれば可能です。

(11-3) 町内に住宅を2軒持っています。どちらとも LED 電球の買換えすることは可能ですか。

- 住民登録の住所地の住宅に限ります。